世界各国における自家用車ライドシェアをめぐる犯罪行為等に関する質問主意書

出者 辻 元 清 美

提

## 世界各国における自家用車ライドシェアをめぐる犯罪行為等に関する質問主意書

平成二十八年十月十九日の衆議院国土交通委員会で、自家用車ライドシェアに対する本村賢太郎委員の質

問に対し、石井国土交通大臣は下記のように答弁している。

国土交通省といたしましては、自動車による旅客の運送において、安全、安心の確保が最重要の課題と

認識をしております。一部民間から提案がなされておりますいわゆるライドシェアにつきましては、 運行管

理や車両整備等について責任を負う主体を置かないままに、 自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形

態を前提としております。このような形態の旅客運送を有償で行うことにつきましては、 安全の確保、 利用

者の保護等の観点から問題があり、 極めて慎重な検討が必要と考えているところでございます。」

自家用車ライドシェアについては、多発する犯罪や違法行為について下記の通り多数の報道がある。

米国・サンフランシスコ:Uberにログインしていたドライバーが交通事故を起こし、六歳の少女が死

亡した。(二〇一三年十二月、PUNTA紙)

米国・ロスアンジェルス:Ub er社の運転手が乗客を誘拐し、性的暴行を加えたとして逮捕された。

(二〇一四年六月、Huffington Post紙

米国・ボストン:女性客はUb 押さえつけ、 を突き止め、 せて人目のつかないところで停車し、 被害女性も同容疑者を犯人だと確認した。(二〇一四年十二月、Huffingto 性的暴行を加えた。捜査にあたったケンブリッジ警察は、Uber社の記録から容疑者の男 er社の運転手に目的地を伝えたが、女性の知らないところまで車を走ら 女性の座る後部座席に乗り込み、 車の扉をロックした上で、 女性を n Р

Ο

韓国・ソウル 地域で、 インド・デリー:Uber社の運転手が乗客を強姦したとして逮捕され、 タクシー事業を行っているとして、同社のトラビス・カラニック最高経営責任者(CEO)と現地の提携 U b :韓国検察当局は米タクシー配車サービスを展開するUb е r社は営業停止になった。 (二〇一四年十二月、 H u f f i er社が韓国で正式な許可なしに 同市を含むインド国内の複数の n g О n Р О S

香港:香港警察当局は八月十一日、配車サービスアプリUberに対する一斉摘発に乗り出した。香港警 先のトップを起訴した。 (二〇一五年六月、CNN) とした上、 察は今回の摘発の理由として、自家用車を不正に旅客輸送用途に転用して報酬を得る行為は違法にあたる 第三者保険が自動喪失することから、 乗客及びその他の道路使用者に対して非常に危険である

拘束するとともに、パソコンなどの関連資料を押収した。(二〇一五年八月、THE をほう助した疑いで、 ことを挙げている。 また、 U b 午後には午前中に逮捕されたUb e r 香港事務所に対する家宅捜索を行い、二十一~二十九歳の男性スタッフを er運転手らの違法行為及び第三者保険喪失 W A L L S T R

EET

JOURNAL紙

科せられたという。 人の運転手は違法な白タク運営を行ったとしてそれぞれ三万パタカ サービスを運営したとしてUber運転手二人を検挙したと発表した。警察当局によると、 マカオ:マカオ警察当局と交通当局が当月二十九日に合同記者会見を行い、配車アプリを使った白タク (二〇一五年十月、マカオ新聞 (日本円換算・約六十万円) 検挙された二 の罰金が

が 疑者の男が、 アメリカ・ミシガン州:米北部ミシガン州カラマズーで発生し六人が死亡した銃撃事件で、 負った。 にレストランで四人を射殺し、 明らかになった。二十日夜に起きた事件では、市内三カ所で男が発砲し、六人が死亡、二人が重 男は集合住宅の外で女性一人を撃ち重傷を負わせた他、 米配車サービス「ウーバー」の運転手で、 十代の少女に重傷を負わせた。 事件の直前まで客を乗せていた可能性があること ウーバーは、 自動車の販売代理店で二人を射殺。 事件の翌日に逮捕されたダル 逮捕された容 主傷を

トン容疑者 (四十五) が同社の運転手だったことを認めた。容疑者は身元調査に合格し、 犯罪歴もなかっ

たという。(二〇一六年二月、AFP)

アメリカ・カリフォルニア州オレンジ郡:カリフォルニア州オレンジ郡で十代の少女がウーバーに乗客と

して乗車中にドライバーによってレイプされ、ドライバーが現地警察によって逮捕されたという。少女は

酒に酔っていたとの情報もあり、帰宅が遅いことを心配した家族がウーバーのアプリで現在位置を確認

警察に通報した。被告男性は既に保釈金を支払って釈放された。ウーバーの広報担当は被告をドライ

バーから永久に除外すると述べているが、一方で、同社によるドライバーのバックグラウンドチェックは

クリアしていたことも認めているという。 (二○一六年十一月、交通界F a X p r e s

政府はこれまで、 自家用車ライドシェアによって引き起こされた各国の事件と、 各国政府 の対応につい

て、下記のような答弁を行ってきた。

「マイカーを用いた旅客運送については、例えば米国ロサンゼルスやインドのニューデリーにおいて、

がドライバーから暴行を受けるなどのトラブルがあったと承知をしております」(答弁一、参議院・国土交

通委員会 平成二十七年七月二日)

がドライバーから暴行を受けるなどのトラブルがあったと承知しております」(答弁二、 ということで一例を申し上げますれば、 「私どもでつかんでおる範囲は報道ベースとなりますけれども、 例えばアメリカにおきまして、またインドなどにおきまして、 海外におけますウーバー社に関連した事例 参議院 · 内閣( 乗客 委員

会

平成二十八年五月十九日

知をしております」 てソウル検察が自家用車を用いたサービス等を行った代表者を起訴したなどの対応がなされているものと承 ドイツの地方裁判所が自家用車を用いたサービスの提供を禁止する判断を下した、アジアでも、 ネバダ州の地方裁判所が自家用車を用いたサービスを行った会社に仮差止め命令を出しました。 「欧米、アジア等の各地でも訴訟等が提起されているほか、行政当局との関係でも、 (答弁三、 参議院・国土交通委員会 平成二十七年七月二日) 例えば米国において、 韓国 欧州でも、 [におい

たサービスを行った者を起訴したといった事例があったものと承知しております」(答弁四、 いたサービスを禁止する判断を下したでありますとか、また、韓国においてはソウル検察が自家用車を用い 「欧米、アジアでの裁判所等との関係につきましては、 例えばドイツにおきましては裁判所が自家用車を用 参議院 内閣

委員会 平成二十八年五月十九日)

平成二十八年十一月九日の未来投資会議・第二回 「第四次産業革命」会合で内閣官房IT総合戦略室提出

資料には 「自家用車ライドシェアについては、 禁止とする国・地域や許可制等の規制を整備する国 地域

が現れつつある。」という記述がある。 自家用車ライドシェアをめぐっては、 世界各国で以下のような状況

がある。

ドイツ:二〇一五年三月、フランクフルト州裁判所が、自家用車を用いたウーバー社のサービスを違法と

する判決を出した。当該判決はドイツ全土に適用される。

フランス:二〇一四年二月、ウーバー社が自家用車を用いたサービスを営業開始したが、二〇一五年七

月、 ウーバー社の幹部二人が逮捕・起訴され、 自家用車を用いた営業が中止となった。さらに二〇一五年

九月にはフランス憲法裁判所が、 自家用社ライドシェア (UberPOP) を禁じる法律を違憲とするU

berの訴えを棄却した。

ベルギー:二〇一五年九月、ブリュッセルの商事裁判所はウーバー社に対し、UberPOPの当地での

提供を禁じる判決を下した。

韓 国 : 国土交通部がソウル特別市に対し、 旅客自動車運動事業法違反でUberXを取り締まるよう指

者ら三十五人を同法違反で起訴した。二〇一五年三月、ウーバー社は自家用車によるサービスを中止 示。二〇一四年十二月、ソウル市警察は、 U b e r K oreaの支社長、 同社に協力するレンタカー業

た。

台湾:二〇一五年九月、台湾高等行政法院はウーバー社が台湾で展開するタクシー配車サービスが違法で

あると認定し、業務停止を命じた。

以下、質問する。

「自家用車ライドシェアについては、 禁止とする国・地域や許可制等の規制を整備する国 ・地域が現れ

つつある。」という記述について。

1 具体的にはどのような国 地域が 「禁止」となったか、 政府の把握している国 ・地域をすべて明らか

にされたい。答弁三・四で述べられたもの以外の事例についても、すべて明らかにされたい。

2 域をすべて明らかにされたい。答弁三・四で述べられたもの以外の事例についても、 具体的にはどのような国・地域が 「許可制等の規制を整備」となったか、政府の把握している国 すべて明らかにさ · 地

れたい。

- 3 その結果、 自家用車ライドシェアのサービスがいったん開始されたものの、 中止・撤退した国 · 地域
- をすべて明らかにされたい。
- 4 右記1~3について、どのような理由で「禁止」 「許可制等の規制を整備」となったと政府は理解し
- ているか。個々の国・地域について明らかにされたい。
- 世界各国で自家用車ライドシェアによって引き起こされた、乗客の安全と運転手の権利が保護されな
- かった事案について。
- 1 政府は、 世界各国で、 自家用車ライドシェアの運転手が傷害・窃盗 ・暴行等で逮捕・起訴された事案
- について、どのようなものがあると承知しているか。 答弁一・二で述べられたもの以外の事例について
- も、すべて明らかにされたい。
- 2 政府は、 自家用車ライドシェアの運転手が傷害・窃盗・暴行等で逮捕・起訴された事案について、 調
- 査 ・収集・検証した事実はあるか。なければ至急調査・収集・検証する必要があると考えるがいかが
- か。
- 3 右記 1・2以外で、世界各国で、 自家用車ライドシェアによって引き起こされた、 乗客の安全と運転

手の権利が保護されなかった事案について、どのようなものがあると承知しているか。